

令和6年2月議会

議案説明資料

目次

1. 議案第1号	令和5年度福岡市一般会計補正予算案(第5号)	…	1頁
2. 議案第13号	福岡市手数料条例の一部を改正する条例案	…	9頁
3. 議案第17号	福岡市公民館条例の一部を改正する条例案	…	15頁
4. 議案第22号	博多区新庁舎整備等事業に係る契約の一部変更について	…	17頁
5. 議案第23号	博多区役所駐車場新築工事請負契約の一部変更について	…	18頁

市民局

1. 議案第1号

令和5年度福岡市一般会計 補正予算案 (第5号) <市民局所管分>

[歳 入]

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
8	21 財 産 収 入	2 財産売払収入	1 不 動 産 売 払 収 入	千円 385,300	千円 △384,800	千円 500
10	26 市 債	1 市 債	1 総 務 債	3,804,000	△325,000	3,479,000
歳 入 計				4,189,300	△709,800	3,479,500

節		金額	説明
区分			
		千円	
1	土地建物売払収入	△384,800	公民館改築事業の土地売払収入の減額 (旧室見公民館)
1	スポーツ施設整備債	△226,000	スポーツ施設整備事業に充当する起債の減額
2	社会教育施設整備債	△30,000	社会教育施設整備事業に充当する起債の減額
3	庁舎建設債	△69,000	庁舎等整備事業に充当する起債の減額

〔 歳 出 〕

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
12 ～ 13	2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	15 ス ポ ー ツ 振 興 推 進 費	千円 13,289,549	千円 △240,000	千円 13,049,549
12 ～ 13			19 コ ミ ュ ニ テ ィ 振 興 費	6,728,967	△135,942	6,593,025
歳 出 計				20,018,516	△375,942	19,642,574

節				説 明
区 分	金 額	区 分	金 額	
14 工事請負費	千円 △240,000		千円	スポーツ施設費の減額 △ 240,000 千円 (スポーツ施設改修工事の契約落差等による減) [関連歳入 (26) 市債 △ 226,000 千円 スポーツ施設整備債]
11 役 務 費	△632			1. 公民館等経費の減額 △ 46,000 千円 公民館建設費 (公民館改築工事の契約落差等による減)
12 委 託 料	△5,368			[関連歳入 (21) 財産収入 △ 384,800 千円 土地建物売払収入 (26) 市債 △ 30,000 千円 社会教育施設整備債]
14 工事請負費	△129,942			2. 地域交流センター経費の減額 △ 89,942 千円 地域交流センター施設整備費 (地域交流センター改修工事の契約落差等による減) [関連歳入 (26) 市債 △ 69,000 千円 庁舎建設債]

〔繰越明許費〕

予算案 説明書 ページ	款	項	目	事業名
100 ～ 101	2 総務費	1 総務管理費	15 スポーツ振興推進費	スポーツ施設費
100 ～ 101				スポーツ振興事業費
100 ～ 101			19 コミュニティ振興費	館舎維持改良費
				公民館建設費
100 ～ 101				市民センター施設整備費
102 ～ 103				地域交流センター施設整備費
102 ～ 103				20 区政推進費
102 ～ 103			21 防災危機管理費	防災・危機管理体制の強化経費
102 ～ 103			3 戸籍住民基本台帳費	1 戸籍住民基本台帳費
繰越計				

関係予算額	繰越額		繰越事由
	補正前	補正後	
千円 4,003,536	千円 -	千円 396,913	関係者との協議等により、年度内に完了しないため。 〔城南体育館改修工事において、請負事業者からの請求 辞退により、年度内に完了しないことによる工事費の繰 越等〕
8,955,835	-	320,732	工期の都合により、年度内に完了しないため。 (プール改修工事に係る工事費の繰越)
1,313,085	287,699	761,196	工期の都合により、年度内に完了しないため。 〔公民館及び空港周辺共同利用会館空調設備更新工事〕 に係る工事費の繰越
440,404	-	33,119	工期の都合により、年度内に完了しないため。 (西都北公民館新築工事に係る工事費の繰越)
177,941	-	18,522	工期の都合により、年度内に完了しないため。 (西市民センターろ過装置更新工事に係る工事費の繰越)
159,733	-	6,358	工期の都合により、年度内に完了しないため。 〔博多南地域交流センター高圧引込ケーブル等更新工事〕 に係る工事費の繰越
3,195,680	61,083	846,250	工期の都合等により、年度内に完了しないため。 (南区役所空調設備更新工事に係る工事費の繰越等)
726,778	150,886	271,477	工期の都合により、年度内に完了しないため。 〔東区役所及び南区役所庁舎の非常用電源整備に係る〕 工事費の繰越
970,226	-	135,262	工期の都合により、年度内に完了しないため。 (戸籍総合システム等改修に係る費用の繰越)
19,943,218	499,668	2,789,829	

〔債務負担行為〕

5年度提出に係る分

予算案 説明書 ページ	会計名	事 項	限 度 額		前年度末までの支出額	
					期 間	金 額
120 ～ 121	一 般 会 計	博多区役所駐車場改築等工事 (令和5年度分)	補正前の額	千円 -	-	千円 -
			補正額	40,600	-	-
			補正後の額	40,600	-	-
120 ～ 121		博多区新庁舎整備等事業 (令和5年度分)	補正前の額	-	-	-
			補正額	153,513	-	-
			補正後の額	153,513	-	-

当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源又は 当該事業財源
期 間	金 額	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円
-	-	-	-	-	-
令和6年度	40,600	-	30,000	-	10,600
令和6年度	40,600	-	30,000	-	10,600
-	-	-	-	-	-
令和7年度	153,513	53,467	85,000	-	15,046
令和7年度	153,513	53,467	85,000	-	15,046

2. 議案第 13 号 福岡市手数料条例の一部を改正する条例案

議案番号	第 13 号																										
名 称	福岡市手数料条例の一部を改正する条例案																										
理 由	<p>(1) 戸籍法の一部改正により新たに追加される証明書等に係る手数料について、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」による手数料を定めるもの。</p> <p>(2) 除籍謄抄本（除籍全部（個人）事項証明書）及び戸籍の附票の除票の写しについて、電子情報処理組織による請求（電子申請）に対する郵送による交付に係る手数料を定めるもの。</p>																										
内 容	<p>(1) 戸籍法の一部改正により、他市町村が本籍地である戸籍（除籍）証明書の交付、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行、電子化された届書等の内容の証明書の交付及び同内容を表示したものの閲覧に供する事務が追加となるため、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」による手数料を定めるもの。</p> <p>(2) 住民票・戸籍等の電子申請の対象に、新たに除籍謄抄本等を追加するにあたり、その交付手数料について、窓口での請求に係る交付手数料から 50 円減額した金額を定めるもの。</p> <p>(参考)追加される証明書等及び手数料の一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名 称</th> <th>金 額</th> <th>証明書等の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">戸籍法の一部改正</td> <td>戸籍証明書（広域交付）</td> <td>450円</td> <td rowspan="2">他市町村本籍の戸籍証明書及び除籍証明書</td> </tr> <tr> <td>除籍証明書（広域交付）</td> <td>750円</td> </tr> <tr> <td>戸籍電子証明書提供用識別符号</td> <td>400円</td> <td rowspan="2">行政機関等が法務大臣管理のシステムにおいて、戸籍（除籍）電子証明書の提供を受けるにあたり必要となる符号</td> </tr> <tr> <td>除籍電子証明書提供用識別符号</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>届書等情報内容証明書</td> <td>350円</td> <td>届書等の内容を画像情報として作成したものに係る証明書</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電子申請の追加</td> <td>除籍謄抄本（除籍全部（個人）事項証明書）</td> <td>700円</td> <td rowspan="2">証明書は既存のものであるが、今回電子申請による手数料を新たに定めるもの</td> </tr> <tr> <td>戸籍の附票の除票の写し</td> <td>250円</td> </tr> </tbody> </table>				名 称	金 額	証明書等の内容	戸籍法の一部改正	戸籍証明書（広域交付）	450円	他市町村本籍の戸籍証明書及び除籍証明書	除籍証明書（広域交付）	750円	戸籍電子証明書提供用識別符号	400円	行政機関等が法務大臣管理のシステムにおいて、戸籍（除籍）電子証明書の提供を受けるにあたり必要となる符号	除籍電子証明書提供用識別符号	700円	届書等情報内容証明書	350円	届書等の内容を画像情報として作成したものに係る証明書	電子申請の追加	除籍謄抄本（除籍全部（個人）事項証明書）	700円	証明書は既存のものであるが、今回電子申請による手数料を新たに定めるもの	戸籍の附票の除票の写し	250円
	名 称	金 額	証明書等の内容																								
戸籍法の一部改正	戸籍証明書（広域交付）	450円	他市町村本籍の戸籍証明書及び除籍証明書																								
	除籍証明書（広域交付）	750円																									
	戸籍電子証明書提供用識別符号	400円	行政機関等が法務大臣管理のシステムにおいて、戸籍（除籍）電子証明書の提供を受けるにあたり必要となる符号																								
	除籍電子証明書提供用識別符号	700円																									
	届書等情報内容証明書	350円	届書等の内容を画像情報として作成したものに係る証明書																								
電子申請の追加	除籍謄抄本（除籍全部（個人）事項証明書）	700円	証明書は既存のものであるが、今回電子申請による手数料を新たに定めるもの																								
	戸籍の附票の除票の写し	250円																									
施行期日	(1)(2) 令和 6 年 3 月 1 日																										

				<p>(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。))により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	手数料		
3	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に	除籍謄抄本等交付手数料	1通につき 750円	3	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に	除籍謄抄本等交付手数料	1通につき 750円 (電子情報処理組織による請求に係る交付であつて郵送によるものの場合にあつては、1通につき700円)

				う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)			
5	戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他受理した書類に記載した事項の証明書の交付	戸籍届出受理等証明書交付手数料	1通につき 350円 (婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1通につき1,400円)	5	戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	戸籍届出受理等証明書交付手数料	1通につき 350円 (婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1通につき1,400円)
6	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他受理した書類を閲覧に供する事務	戸籍届書等閲覧手数料	書類 _____ 1件につき 350円	6	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	戸籍届書等閲覧手数料	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円
7~9	(略)	(略)	(略)	7~9	(略)	(略)	(略)
9の2	住民基本台帳法	戸籍の附	1通につき 300円	9の2	住民基本台帳法	戸籍の附	1通につき 300円

第21条の3第1項、 第3項又は第4項の規 定に基づく戸籍の附 票の除票の写しの交 付	票の除票		第21条の3第1項、 第3項又は第4項の規 定に基づく戸籍の附 票の除票の写しの交 付	票の除票	(電子情報処理組織によ
	の写し交			の写し交	る請求に係る交付であ
	付手数料			付手数料	つて郵送によるもの
					場合にあつては、1件に
10～19 (略)	(略)	(略)	10～19 (略)	(略)	つき250円)
別表第2 (略)			別表第2 (略)		

3. 議案第 17 号 福岡市公民館条例の一部を改正する条例案

議案番号	第 17 号
名 称	福岡市公民館条例の一部を改正する条例案
理 由	住民の生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与するため、西都北地区に公民館を新設する必要があるため。
施行期日	教育委員会規則で定める日

福岡市公民館条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

福岡市公民館条例（昭和 39 年福岡市条例第 91 号）

※下線部分が改正部分

旧	新														
本則（略） 附則（略）	本則（略） 附則（略）														
別表第 1	別表第 1														
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">中略</td> </tr> <tr> <td>福岡市照葉北公民館</td> <td>福岡市東区香椎照葉三丁目</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	中略		福岡市照葉北公民館	福岡市東区香椎照葉三丁目	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">中略</td> </tr> <tr> <td>福岡市照葉北公民館</td> <td>福岡市東区香椎照葉三丁目</td> </tr> <tr> <td><u>福岡市西都北公民館</u></td> <td><u>福岡市西区北原二丁目</u></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	中略		福岡市照葉北公民館	福岡市東区香椎照葉三丁目	<u>福岡市西都北公民館</u>	<u>福岡市西区北原二丁目</u>
名 称	位 置														
中略															
福岡市照葉北公民館	福岡市東区香椎照葉三丁目														
名 称	位 置														
中略															
福岡市照葉北公民館	福岡市東区香椎照葉三丁目														
<u>福岡市西都北公民館</u>	<u>福岡市西区北原二丁目</u>														
別表第 2（略）	別表第 2（略）														

4. 議案第 22 号 博多区新庁舎整備等事業に係る契約の一部変更について

契約件名	博多区新庁舎整備等事業
理 由	本件は、博多区役所駐車場の新築工事に係る契約の締結時期が当初の予定より遅延したこと並びに博多区役所及び同駐車場を安全に往来できる上空通路の新築工事について来庁者への騒音等の影響を軽減するため設計を変更することに伴い、博多区新庁舎整備等事業に係る契約の契約価額及び履行期間を変更する必要が生じたので、議会の議決を求めるもの。
原契約日	令和元年12月18日
変更契約日	令和3年2月22日（第1回変更） 令和4年6月22日（第2回変更）
契約価額	変更価額 6,282,535,600円（571,139,600円） 元議決額 6,281,504,900円（571,045,900円） 増 額 1,030,700円（93,700円） ※（ ）内は、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
工 期	変更工期 令和元年12月19日から令和8年1月28日まで 元議決 令和元年12月19日から令和6年12月13日まで
<p>【参考：契約概要】</p> <p>○契約の相手方 大成建設・西日本技術開発・三和興業グループ 代表者 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 大成建設株式会社 福岡市中央区渡辺通一丁目1番1号 西日本技術開発株式会社 福岡市東区千早二丁目2番43号 株式会社 三和興業</p> <p>○工事概要 博多区新庁舎整備等事業 博多区新庁舎整備事業、博多区現庁舎解体事業及び藤田公園再整備事業に係る設計、工事及び工事監督業務</p> <p>○工 事 地 福岡市博多区博多駅前二丁目</p> <p>○保証期間 博多区新庁舎整備事業 設計 設計成果物の引渡しを受けた日から工事完了の日後2年を経過する日まで 工事 受渡完了の日から2年間 藤田公園再整備事業 設計 設計成果物の引渡しを受けた日から工事完了の日後1年（コンクリート構造物にあつては、2年）を経過する日まで 工事 受渡完了の日から1年間 （コンクリート構造物にあつては、2年間）</p>	

5. 議案第 23 号 博多区役所駐車場新築工事請負契約の一部変更について

契約件名	博多区役所駐車場新築工事
理 由	本件は、賃金水準及び物価水準が上昇したこと並びに博多区役所及びその駐車場を安全に往来できる上空通路の新築工事について来庁者への騒音等の影響を軽減するため設計を変更することに伴い、博多区役所駐車場新築工事請負契約に係る契約価額及び工期を変更する必要性が生じたので、議会の議決を求めるもの。
原契約日	令和 5 年 2 月 21 日
契約価額	変更価額 631,299,900 円 (57,390,900 円) 元議決額 590,700,000 円 (53,700,000 円) 増 額 40,599,900 円 (3,690,900 円) ※ () 内は、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
工 期	変更工期 令和 5 年 2 月 22 日から令和 7 年 2 月 10 日まで 元 議 決 令和 5 年 2 月 22 日から令和 6 年 11 月 26 日まで
<p>【参考：契約概要】</p> <p>○契約の相手方 占部・大和リース建設工事共同企業体 代表者 福岡市博多区石城町 12 番 5 号 占部建設株式会社 大阪市中央区農人橋二丁目 1 番 36 号 大和リース株式会社</p> <p>○工事概要 博多区役所駐車場新築工事 鉄骨造 4 階建 1 棟 延面積 4,898.82 平方メートル</p> <p>○工 事 地 福岡市博多区博多駅前二丁目 141 ほか</p> <p>○保証期間 受渡完了の日から 2 年間</p>	